

長門市分別収集計画

(第 11 期)

令和 7 年 9 月

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

長門市分別収集計画

令和7年9月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成し環境負荷の低減に向けて取り組む必要がある。また、SDGsが目指す持続可能な社会の実現につながる取組みをそれぞれの立場で推進していくことが重要である。

本市の一般廃棄物処理基本計画では、市民・事業者・行政の3者や地域間での連携をさらに強化することにより持続可能な社会を実現し、「循環型社会のまち・ながと」を未来へつなぐことを目的としている。平成29年度からは新資源化施設の稼働開始に伴い、市内全域においてさらなる分別収集を実施している。

これまでの3R：リデュース、リユース、リサイクル（排出抑制・再使用・再生利用）にリフューズ（発生回避）を加えた4Rの他に、食品ロス削減やプラスチック類排出抑制など、さらなるごみの減量と再資源化を目指すこととしている。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物の分別収集と、地域における容器包装廃棄物の4Rを推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画により、容器包装廃棄物の4Rを推進するとともに、廃棄物の削減に加え、食品ロス削減やプラスチック類の削減といった質の高いごみの減量化、最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成につながるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみの排出抑制とリサイクルを基本とした地域社会づくり
- ② すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ③ ごみの適正な処理、処分の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和12年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、その他紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

本市において排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは、表1のとおりである。

表1 (単位：t)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	1,152	1,135	1,119	1,102	1,085

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

今後、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図っていくこととする。

(1) 普及・啓発活動の推進

① 環境教育、啓発活動の充実

リサイクルセンターやごみ処理施設の見学や体験学習の機会提供により、環境意識の向上を図るとともに、出前講座や各種イベント等、あらゆる機会を活用し市民、事業者に対して、ごみ排出量、ごみ処理経費等ごみ処理の状況についての情報を提供しながら、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果に関する教育啓発活動に取り組む。

② 情報の共有

ごみの減量、分別及びリサイクルの意義や取組方法について、ホームページや広報誌等の様々な媒体を通じてごみ問題に関する情報を提供し意識の高揚を図る。

長門市版 資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」や長門市LINE公式アカウントを活用し、分別やリサイクルに関する情報を提供していく。また、出前講座や講習会等の機会を利用し積極的にPRを行い利用促進を図る。

(2) 排出抑制及び資源回収の推進

① 過剰包装の抑制

スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進し、できるだけごみが出ない商品の購入を市民に呼びかけていく。

② 環境への負荷軽減

レジ袋削減のためのマイバック、プラスチック製のカップやスプーンなどのワンウェイプラスチック削減のため、マイボトルやマイ箸の使用推進など、市民、各種団体等と連携しながら、天然資源の消費抑制を図り環境負荷の軽減につなげる。

③ リユースとリサイクル

不要品を必要な人へ譲り渡し再使用（リユース）につなげる取り組みと、資源ごみの分別による再資源化（リサイクル）をさらに推進することにより、ごみの排出抑制を図りながら限りある資源の再循環につなげる意識の醸成を図る。

④ ペットボトルの回収

現代社会において広く普及しているペットボトルは、便利である反面、ポイ捨てによる河川等からの海洋流出など環境問題につながることも指摘されていることから、適切な分別とリサイクルの必要性について、幅広い年代へ周知するための取り組みを行う。

(3) 取組支援の推進

① 生ごみ堆肥化容器等の購入支援

市民自らのごみ減量への取り組みを支援するため、生ごみ堆肥化容器等の購入に係る補助金を交付する。

② 不用品を有効利用するための支援

不用品を必要な方へ提供し、廃棄せず有効利用につなげるための情報提供の場を作り、市民に情報提供を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

長門市一般廃棄物処理基本計画及び廃棄物処理施設の整備状況等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を表2左欄のように定める。

また、市民の協力度、収集運搬体制、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、表2右欄のとおりとする。

表2 分別収集する容器包装廃棄物の種類及び区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装（その他の紙製容器包装）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装（その他のプラスチック製容器包装）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

特定分別基準適合物及び主務省令で定める物の量の見込みは、表3のとおりである。

表3 特定分別基準適合物及び主務省令で定める物の量の見込み

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	37 t		37 t		37 t		36 t		36 t	
主としてアルミ製の容器	71 t		70 t		69 t		68 t		67 t	
無色のガラス製容器	(合計) 53 t		(合計) 52 t		(合計) 52 t		(合計) 51 t		(合計) 50 t	
	(引渡) 53 t	(独自) 0 t	(引渡) 52 t	(独自) 0 t	(引渡) 52 t	(独自) 0 t	(引渡) 51 t	(独自) 0 t	(引渡) 50 t	(独自) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 70 t		(合計) 69 t		(合計) 68 t		(合計) 67 t		(合計) 66 t	
	(引渡) 70 t	(独自) 0 t	(引渡) 69 t	(独自) 0 t	(引渡) 68 t	(独自) 0 t	(引渡) 67 t	(独自) 0 t	(引渡) 66 t	(独自) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 24 t		(合計) 24 t		(合計) 23 t		(合計) 23 t		(合計) 23 t	
	(引渡) 24 t	(独自) 0 t	(引渡) 24 t	(独自) 0 t	(引渡) 23 t	(独自) 0 t	(引渡) 23 t	(独自) 0 t	(引渡) 23 t	(独自) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	561 t		553 t		546 t		539 t		531 t	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	(合計) 38 t		(合計) 38 t		(合計) 37 t		(合計) 37 t		(合計) 36 t	
	(引渡) 38 t	(独自) 0 t	(引渡) 38 t	(独自) 0 t	(引渡) 37 t	(独自) 0 t	(引渡) 37 t	(独自) 0 t	(引渡) 36 t	(独自) 0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 58 t		(合計) 57 t		(合計) 56 t		(合計) 56 t		(合計) 55 t	
	(引渡) 58 t	(独自) 0 t	(引渡) 57 t	(独自) 0 t	(引渡) 56 t	(独自) 0 t	(引渡) 56 t	(独自) 0 t	(引渡) 55 t	(独自) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 214 t		(合計) 211 t		(合計) 208 t		(合計) 206 t		(合計) 203 t	
	(引渡) 214 t	(独自) 0 t	(引渡) 211 t	(独自) 0 t	(引渡) 208 t	(独自) 0 t	(引渡) 206 t	(独自) 0 t	(引渡) 203 t	(独自) 0 t
うち白色トレイ	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t

※白色トレイについては、店頭回収が行われている店舗が多いことから、今後もこれを優先してリサイクルにつなげることとしている。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

人口変動率は、長門市人口ビジョン(令和6年3月改定)内の推計人口に基づき、令和6年度末住民基本台帳人口(29,969人)を基準に、次のとおり設定した。

8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度
29,195 人 (対6年度比) 97.42%	28,815 人 (対6年度比) 96.15%	28,441 人 (対6年度比) 94.90%	28,071 人 (対6年度比) 93.67%	27,673 人 (対6年度比) 92.34%

※上表中、人口変動率は算定に用いた値の小数点第3位を四捨五入したものを表示している。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市における容器包装廃棄物の分別収集を実施する者は、表4のとおりとする。

なお、その他の紙製容器包装、その他のプラスチック製容器包装については、平成29年度から実施している分別収集を徹底する。

表4 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等の段階
缶	スチール	資源ごみ	市による定期収集 委託業者による定期収集	長 門 市 (選別・貯留)
	アルミ			
ガラスびん	無色びん	資源ごみ	市による定期収集 委託業者による定期収集	長 門 市 (選別・貯留)
	茶色びん			
	その他びん			
紙類	飲料用紙製容器	資源ごみ	市による定期収集 委託業者による定期収集	委託業者 (選別・貯留)
	段ボール			
	その他紙製容器包装			長門市 (選別・梱包・貯留)
プラスチック	ペットボトル	資源ごみ	市による定期収集 委託業者による定期収集	長 門 市 (選別・梱包・貯留)
	その他プラスチック製 容器包装			
その他	新聞、雑誌等	資源ごみ	市による定期収集 委託業者による定期収集	委託業者 (梱包・貯留)
	古着			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

長門市リサイクルセンターにおいて、容器包装廃棄物のうち、缶・ガラスびん・ペットボトルについて、シルバー人材センターに委託して選別・圧縮・保管を行っている。

また、その他の紙製容器包装及び、その他のプラスチック製容器包装については、長門市清掃工場内のリサイクル施設において、シルバー人材センター・社会福祉法人に委託して選別・圧縮・保管を徹底している。

分別収集の用に供する収集体制・施設の整備の概要は、表5のとおりとする。

表5 分別収集の用に供する施設整備等の概要

分別区分	容器包装廃棄物	収集容器	収集方法	収集機材	中間処理施設
資源ごみ (缶)	スチール缶 アルミ缶	コンテナ	ステーション方式	パッカー車 トラック (直営・委託)	長門市 リサイクルセンター
資源ごみ (ガラスびん)	無色びん 茶色びん その他びん	コンテナ	ステーション方式	ダンプ車 トラック (直営・委託)	長門市 リサイクルセンター
資源ごみ (ペットボトル)	ペットボトル	コンテナ	ステーション方式	パッカー車 トラック (直営・委託)	長門市 リサイクルセンター
資源ごみ (古紙類)	段ボール 飲料用紙製容器	紐で縛る	ステーション方式	トラック (直営・委託)	収集委託業者の 圧縮・保管施設
資源ごみ (その他紙)	その他紙製容器	紐で縛る	ステーション方式	トラック (直営・委託)	長門市清掃工場内 リサイクル施設
資源ごみ (その他プラ)	その他プラスチック	袋	ステーション方式	パッカー車 (直営・委託)	長門市清掃工場内 リサイクル施設

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 従前の容器包装廃棄物の分別に加え、平成29年度から、その他の紙製容器包装、その他のプラスチック製容器包装の分別収集を開始しているが、市民(自治会等)や、事業者、官公庁、学校等から、更なる分別協力を得るため、ごみの出し方を解説したパンフレット等を配布するとともに、啓発ビデオを利用し継続して出前講座等を開催するなど分別の徹底を図っていく。
- 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録をもとに事後評価を行うこととする。
- 定期収集日以外の受入れが可能な資源ごみ拠点回収施設についてＨＰや資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」などでＰＲを行い市民のごみ分別意識の醸成を図る。
- 令和4年3月、「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」が施行されたことを受け、プラスチックに代替する素材を検討する取り組みとして、バイオマスプラスチック製品の積極的な導入の検討や、特定プラスチック製品（ワンウェイプラスチックなど）の使用抑制と合理化につなげる。